11　法人が、法第四十二条の十二の五第一項第二号又は第二項第二号に掲げる要件を満たすものとして同条第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用に係る前項各号に定める費用の明細を記載した書類として財務省令で定める書類を保存しなければならない。

第二十七条の十二の五に次の一項を加える。

27　厚生労働大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項の規定により事項を定めたときは、これを告示する。

第二十七条の十三第三項を次のように改める。

3　法第四十二条の十三第六項第一号イ⑵に規定する政令で定める場合は、第六項第二号に掲げる金額が零を超える場合とする。

第二十七条の十三第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項中「第四十二条の十三第六項に規定する政令」を「第四十二条の十三第六項各号列記以外の部分に規定する政令」に改め、同項第一号中「特定対象年度（以下この号及び次号」を「対象年度（以下この項及び第十項」に、「特定対象年度」を「対象年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第三項、第五項第二号及び」を削り、同項を同条第七項とし、同条第十項中「第八項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第八項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「同項に規定する」を削り、「及びロに掲げる金額」を「に規定する継続雇用者給与等支給額及び同号イに規定する継続雇用者比較給与等支給額」に、「同号に掲げる」を「同号イ又はロに定める」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項を同条第十一項とする。

第二十八条の七及び第二十八条の八を次のように改める。

第二十八条の七　法第四十四条の四第一項に規定する政令で定めるものは、機械その他の減価償却資産のうち同項に規定する環境負荷の低減に著しく資するものとして農林水産大臣が定める基準に適合するものとする。

（環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却）

2　法第四十四条の四第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の設備等（同項各号に規定する設備等をいう。）を構成する機械その他の減価償却資産の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）の合計額が百万円以上のものとする。

3　法第四十四条の四第二項に規定する政令で定めるものは、機械その他の減価償却資産のうち同項に規定する環境負荷の低減を図るために行う取組の効果を著しく高めるものとして農林水産大臣が定める基準に適合するものとする。

4　農林水産大臣は、第一項又は前項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

第二十八条の八　削除

第二十八条の九第一項第一号中「第一欄に掲げる地区」を「第二欄に掲げる区域内」に、「第二欄」を「第三欄」に、「第三十五条第一項に規定する産業高度化・事業革新促進計画につき同条第四項」を「第三十五条第四項」に改め、「あつた」を削り、「同条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域（以下この号において「産業高度化・事業革新促進地域」という。）」を「同号の第二欄に掲げる区域」に、「なつた地区」を「なつた区域」に、「つき同条第七項」を「係る同項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「産業高度化・事業革新促進地域に」を「同号の第二欄に掲げる区域に」に、「つき同項」を「係る同項」に改め、同項第二号中「第一欄に掲げる地区」を「第二欄に掲げる区域内」に、「第二欄」を「第三欄」に、「第四十一条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画につき同条第五項」を「第四十一条第四項」に改め、「あつた」を削り、「同条第八項の」を「同条第七項の」に、「同条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域（以下この号において「国際物流拠点産業集積地域」という。）」を「同号の第二欄に掲げる区域」に、「なつた地区」を「なつた区域」に、「つき同条第八項」を「係る同項」に、「準用する同条第四項」を「準用する同条第五項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「国際物流拠点産業集積地域に」を「同号の第二欄に掲げる区域に」に、「つき同項」を「係る同項」に改め、同項第三号中「第一欄」を「第二欄」に、「経済金融活性化特別地区として指定された地区」を「区域内」に、「第二欄」を「第三欄」に、「第五十五条の二第一項に規定する経済金融活性化計画の同条第五項」を「第五十五条の二第四項」に、「新たに当該経済金融活性化特別地区」を「新たに同号の第二欄に掲げる区域」に、「なつた地区」を「なつた区域」に、「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の二第七項」に、「同欄」を「同号の第三欄」に、「その変更」を「当該変更」に、「同条第二項」を「同条第八項」に、「同法第五十五条の二第五項」を「同条第四項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、「（当該期間」の下に「（以下この号において「指定期間」という。）」を加え、「より当該経済金融活性化特別地区」を「より同表の第三号の第二欄に掲げる区域」に、「当該期間の」を「指定期間の」に改め、「なつた日までの期間とし、」の下に「指定期間内に」を加え、「同法第五十五条の六第一項」を「指定期間内に同条第十項」に、「同法第五十五条の四」を「同条第九項」に改め、同項第四号を削り、同条第二項第一号中「から第三号までの第二欄」を「及び第二号の第三欄」に改め、同号イ中「ロ及び次号」を「以下この項及び第十項」に改め、同号ロ中「第二欄」を「第三欄」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　法第四十五条第一項の表の第三号の第三欄に掲げる事業　次に掲げるいずれかの規模のもの

イ　一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円を超えるもの

ロ　機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が五十万円を超えるもの

第二十八条の九第四項を削り、同条第三項中「第二欄」を「第三欄」に、「次項第一号イ」を「次項第一号イ」に、「計量証明業」を「同条第九号に掲げるガス供給業（次項において「ガス供給業」という。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第四十五条第一項に規定する区域の振興に資するものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める減価償却資産とする。

一　法第四十五条第一項の表の第一号の第一欄に掲げる事業者に該当する法人　当該法人の沖縄振興特別措置法第三十五条の三第八項に規定する認定産業高度化・事業革新措置実施計画に記載された減価償却資産

二　法第四十五条第一項の表の第二号の第一欄に掲げる事業者に該当する法人　当該法人の沖縄振興特別措置法第四十二条の二第八項に規定する認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に記載された減価償却資産

三　法第四十五条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる事業者に該当する法人　当該法人の沖縄振興特別措置法第五十五条の四第八項に規定する認定経済金融活性化措置実施計画に記載された減価償却資産

第二十八条の九第五項を次のように改める。

5　法第四十五条第一項の表の第一号の第四欄に規定する政令で定めるものは、機械及び装置（ガス供給業の用に供されるものにあつては、沖縄振興特別措置法施行令第四条第九号に規定する液化ガス貯蔵設備その他の財務省令で定める機械及び装置に限る。）、構築物（液化したガスを貯蔵し、又は利用するためのもの（製造業又はガス供給業の用に供されるものに限る。）で財務省令で定めるものに限る。）並びに次に掲げるものとする。

一　次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める器具及び備品

イ　製造業、自然科学研究所に属する事業及び電気業　次に掲げる器具及び備品

⑴　専ら開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供される器具及び備品として財務省令で定めるもの

⑵　電子計算機その他の財務省令で定める器具及び備品

ロ　道路貨物運送業、倉庫業、卸売業及びデザイン業　イ⑵に掲げる器具及び備品